

## 1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

## 2. 指定国立大学法人とは

### <指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

#### 【研究力】

- ・科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・Q 値（論文に占めるトップ10%補正論文数の割合）

#### 【社会との連携】

- ・受託・共同研究収益の割合
- ・寄附金収益の割合
- ・特許権実施等収入の割合

#### 【国際協働】

- ・国際共著論文比率
- ・留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）

### <指定国立大学法人に関する特例>

- 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大（コンサルティング会社等への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）

※今後も法人の要望の状況に応じて規制緩和を検討予定

## 3. 審査経過及び指定の状況

第3期中期目標期間における指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

### 【審査経過】

平成28年 ・公募開始（11/30）

平成29年 ・申請〆切（3/31）

・指定国立大学法人部会による審査

（ヒアリング審査及び現地視察：5/27～6/2）

・文部科学大臣による指定（東北・東京・京都）及び

指定候補（東京工業・一橋・名古屋・大阪）への構想の充実・高度化の要請（6/30）

・構想の充実・高度化を確認し、文部科学大臣による指定（東京工業・名古屋）（3/20）

平成30年 ・構想の充実・高度化を確認し、文部科学大臣による指定（大阪）（10/23）

令和元年 ・構想の充実・高度化を確認し、文部科学大臣による指定（一橋）（9/5）

### 【指定国立大学法人】

国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）

国立大学法人名古屋大学（平成30年3月20日指定）

国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）

国立大学法人一橋大学（令和元年9月5日指定）